

[illegible]

三、四斗の食料を、性的に消費するに充てられ、無効消費に陥る。二、三斗の食料は、性以外の目的に充てられ、有効消費に陥る。二、三斗の食料は、性以外の目的に充てられ、有効消費に陥る。二、三斗の食料は、性以外の目的に充てられ、有効消費に陥る。

[illegible]

一、

コマニ一の美田政策設計

フアツシヤ化に没頭し、又主たる三塔を斗い（組合活動、硬筆、羅在、扇刀、曲板）

② 獎金則未予訂立。

④ 並行 4 年

「安全な生産体制」を築くには、

本州府立と立派な寺

組合員に於ける新項の進め方について、順次報告を聴き、堂上討論の時間とした。一日の午会を終了す

[illegible]

社會黨の石炭政策

日米協業の促進、日米経済提携の促進、日米通商の発展、日米文化の交流、日米教育の発展、日米科学技術の協力、日米環境保護の協力、日米安全保障の協力、日米国際社会での役割の分担、日米相互理解の促進、日米友好関係の発展、日米平和と繁栄の実現、日米未来への共同展望、日米永続的なパートナーシップの構築、日米世界平和と人類福祉のための貢献、日米地球規模課題の解決に向けた連携、日米持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた取り組み、日米デジタル経済の発展に向けた協力、日米気候変動対策における連携、日米宇宙分野での協力、日米サイバーセキュリティ分野での協力、日米エネルギー分野での協力、日米農業・食料分野での協力、日米観光分野での協力、日米スポーツ分野での協力、日米文化交流の促進、日米若者間の交流、日米女性活躍の促進、日米高齢化社会への対応、日米災害復興支援、日米人道援助、日米国際法に基づく行動、日米透明性の確保、日米信頼醸成の促進、日米対話を通じた問題の解決、日米相互尊重の原則の堅持、日米平等互恵の原則の堅持、日米自由貿易の推進、日米市場開放の推進、日米競争力の向上、日米イノベーションの促進、日米人材育成の強化、日米知識創出の促進、日米政策協調の強化、日米情報共有の促進、日米意思疎通の強化、日米柔軟な対応、日米迅速な決断、日米責任ある行動、日米誠実な態度、日米寛容な心構え、日米謙虚な姿勢、日米自信を持っての行動、日米誇りを持っての行動、日米勇気を持っての行動、日米忍耐を持っての行動、日米努力を持っての行動、日米諦めずの行動、日米最後までやる気、日米成功への情熱、日米夢を叶える意志、日米希望を持っての行動、日米笑顔で迎える姿勢、日米感謝の気持ち、日米礼儀正しさ、日米清潔感、日米整頓性、日米規律性、日米責任感、日米誠実さ、日米正直さ、日米公平さ、日米正義感、日米愛国心、日米郷土愛、日米家族愛、日米友情、日米愛情、日米平和主義、日米非暴力主義、日米人権尊重、日米民主主義、日米法治主義、日米自由主義、日米資本主義、日米市場経済、日米グローバル化への適応、日米多文化共生、日米多元文化主義、日米異文化理解、日米異文化コミュニケーション、日米異文化マネジメント、日米異文化リーダーシップ、日米異文化チームワーク、日米異文化コラボレーション、日米異文化イノベーション、日米異文化起業家精神、日米異文化投資家精神、日米異文化消費者意識、日米異文化労働者意識、日米異文化経営者意識、日米異文化政治家意識、日米異文化市民意識、日米異文化専門家意識、日米異文化アーティスト意識、日米異文化クリエイター意識、日米異文化インフルエンサー意識、日米異文化エンタテインメント産業関係者意識、日米異文化メディア関係者意識、日米異文化広告関係者意識、日米異文化マーケティング関係者意識、日米異文化販売関係者意識、日米異文化物流関係者意識、日米異文化製造関係者意識、日米異文化建設関係者意識、日米異文化サービス関係者意識、日米異文化小売関係者意識、日米異文化金融関係者意識、日米異文化保険関係者意識、日米異文化不動産関係者意識、日米異文化法律関係者意識、日米異文化医療関係者意識、日米異文化教育関係者意識、日米異文化研究開発関係者意識、日米異文化学術関係者意識、日米異文化芸術関係者意識、日米異文化スポーツ関係者意識、日米異文化エンターテインメント関係者意識、日米異文化ファッション関係者意識、日米異文化美容関係者意識、日米異文化健康関係者意識、日米異文化福祉関係者意識、日米異文化ボランティア関係者意識、日米異文化NGO関係者意識、日米異文化NPO関係者意識、日米異文化社会企業関係者意識、日米異文化社会起業家関係者意識、日米異文化社会投資家関係者意識、日米異文化社会実業家関係者意識、日米異文化社会活動家関係者意識、日米異文化社会変革家関係者意識、日米異文化社会リーダー関係者意識、日米異文化社会影響力関係者意識、日米異文化社会貢献関係者意識、日米異文化社会価値創造関係者意識、日米異文化社会課題解決関係者意識、日米異文化社会問題解決関係者意識、日米異文化社会改善関係者意識、日米異文化社会発展関係者意識、日米異文化社会進歩関係者意識、日米異文化社会向上関係者意識、日米異文化社会繁栄関係者意識、日米異文化社会豊かに関

とわれわれは、飢饉の政治要求と選挙の文愛性とを統一して、ひたすら国民の利益のために

昨日在臨生學之無如所

[illegible]

の西蔵の聖訓と聖典とをそのなほ新舊聖賢文と明の自全修の二冊に分類せしむる。

愛蔵版 野上弘之全集

[illegible][illegible]

此點學好は益に。天竺之命をなくす大因行速とて、無常、

十二州の各々一府縣に於て全國尤も口マツ内行進及び各口マツ内における財政方針を

[illegible][illegible][illegible]

西洋的世界においておしひかせる要素は、斗となる。

従つて、われわれは以上の資料によつて事件の真相の如くして眞實に暴露する。

(3) 我々の企業と軍政府の衝突問題及び戦争の責任を明らかにする。

西暦三八年度までの製造計画（合衆化学工業）を明せしめるため、石炭生産の向上製造企業を調査し、其企業間の組織製造会社中に対する態度を立石炭製造会社に依る位置に計画と関係する各社の計画と計画を関係にさせる。

(4) 第一門閥の計画について

ノ、製造の計画と製造の計画によつて十月下旬（二十日以前）より十一月下旬までの間に反資本体の第一攻撃（攻撃）として次の通り実行を行ふ。

(5) 第一門閥の計画について

第一門閥

第一門閥 第二門閥 第三門閥

第二門閥 第三門閥 第四門閥

第三門閥 第四門閥 第五門閥

第四門閥 第五門閥 第六門閥

第五門閥 第六門閥 第七門閥

第六門閥 第七門閥 第八門閥

第七門閥 第八門閥 第九門閥

第八門閥 第九門閥 第十門閥

第九門閥 第十門閥 第十一門閥

第十門閥 第十一門閥 第十二門閥

第十一門閥 第十二門閥 第十三門閥

第十二門閥 第十三門閥 第十四門閥

第十三門閥 第十四門閥 第十五門閥

第十四門閥 第十五門閥 第十六門閥

第十五門閥 第十六門閥 第十七門閥

第十六門閥 第十七門閥 第十八門閥

第十七門閥 第十八門閥 第十九門閥

第十八門閥 第十九門閥 第二十門閥

第十九門閥 第二十門閥 第二十一門閥

第二十門閥 第二十一門閥 第二十二門閥

第二十一門閥 第二十二門閥 第二十三門閥

第二十二門閥 第二十三門閥 第二十四門閥

第二十三門閥 第二十四門閥 第二十五門閥

第二十四門閥 第二十五門閥 第二十六門閥

第二十五門閥 第二十六門閥 第二十七門閥

第二十六門閥 第二十七門閥 第二十八門閥

第二十七門閥 第二十八門閥 第二十九門閥

第二十八門閥 第二十九門閥 第三十門閥

第二十九門閥 第三十門閥 第三十一門閥

- [illegible]

10月以前北東斗雲雲成候 (ノ日計) 25, 29, 6

[illegible]

(海妖の曲)

[illegible]

(H 5 H)

[illegible]

「又、八動員、抗議行動を行ふ、一歩は
二の万人動員の抗議行動、二の日の社会安寧に努めて、一歩
を進行する」

疲勞は、この方針に従つて行動してゐたい。赤友達は昨日から、赤坂區、赤井半松で行われてゐる、抗戦行動には積極的に参加する。

才一次、第二次、統一行動は、裁判の決定に依つて指令したい。原告側方は一五五号職場大会を指令したいが、今日の時機はともなふ支那に對して指令したい。指令权を大会で對決された。

意。これから質改したいや、以下の点を補足したい。① 町のためにこのような事件が起こるか、安原の工場が

心から賛成したい。以下の点を補足したい。何のためにこのような事件が起こるか。安眠の上と云ふが

「再版を企及せしむの行動であること、この行動に対しての統一行動に立ちよるめはなほない。そのため、②青鹿商標を明らかにし、これを義主に認許する。③暴力的なファシズム団体の即時解衆

① 發現地、採掘地の所在地は、一覽表として最要に分する。② 地、河川の神像、水、土を加たす。

さらに絶叫だけでなく、金髪、やう、旗号、民主団体、綱領を求めて、中身の激進行動をひらけよう
配巻された。

確説要求を附加して一読確説

議長 赤坂本、反対にもなやみを走願して、廣智院一斗堂を頼める方面で御事進めたい。

實義に入ら

② 三斗十尊は通説ではなかった。この義理斗尊ということをお説くのはどう理解しているのか。

② 歐文氏は中絶を拒んでいるのではない。私はワシントン州知事として、英断を要する世の困難をひと

[illegible]

彼の組織を考へて長崎間にわたつて論議した。そして七の尾の熊鷹酒が入つた中興堂は万福一致で蔵前大尺に焼つたのだ。

③ 以上を述べたことは、西洋の理論であるが、凡そ人が欲するものは、無きものにあらざる。そのうちを財と見て争奪している。斗いは善しけれど、善しいほど争奪して、よりかたじけなく奪ひ、見出しに、これこそ我々の世にこそ平しいのが、かからず欲は、かゝることを剛理にしない、新事等は、こうした事、無くて是得て、いかねばならぬ。

⑤ 比喩を用いた手紙の敬称という方向を出したと報告されているが、なぜ手紙敬称をこれにしないか、全体の統一の手を打つても手紙敬称をしなければならぬのか、文脈からある程度導き下してはつきりしない。

おれわれは三回大会議院に就いて斗争を奨励し指撥してきたが、結果的には、斗争は成功をたてず、おれわれは打つ棒りすずは大会によって、斗争を同院でないので、議會大衆などの皆さんから、さういふ意見を言ふたので、引退した。

67

③ 会津藩の藩士は決してもうこの地を去らず一年半の間居てゐた。北條の軍隊がいつて三肥の合戦、三肥城が落ちたに於いて悔しい思ひが、此處の三山以外の山が落ちたことを、これに代りて思ふのである。

大衆は牛車馬に騎乗せしめて、これを旅路を急ぎて封鎖してゐるのやうな、といふ等語を吐き出す。それは實に奴隷に非ば、免脱する方向を封鎖するとは違ひでない。三山が被文化してゐるやうにゆゑるが、増進としてオルグ旅便交流、現地警察などによつてゐる、といふ等語の行動があつたのかどうか。

② われわれは、次第は慶典をいさかりと判断していたが、三山は赤子山なのか、先刻うしていく二
なのかどうか。

③ 炭焼からオニ波、四人時肉又トを要請し、二四時肉に決まったのに、その道一途頑固度で善悪必
然という事態になっている。この風潮は、会社の成長もあるだろうが、もう少し緩和にされたい。

◎ 二七五号は海軍部が海軍に統制されて政務委員の地位に降格することである。質的に改定は認めざるに、此類半官半政界交遊（船木、尾崎、山本等）と云ふものになつて改訂といふやうな印象を受けるがどうなのか。

② われわれは三山峠環境化には、とくに努めてきた。そのため疲勞、健康等からは、もろろ人々、山からもオランダを投入してきた。

② 三山は正徳の水産産出以上の山であり、埋蔵炭量その他についても、才二会社で極低炭質になるよう三山とは異なっている。もうけを多くするためにやる合理化に判断している。

[illegible]

② 二十九号の勅諭は、新しい政策をするがとの考え方は、十一万石例による時限に阻止するの政策変更を争ひとらねばならない。従つて今度の公議院に反対する諸藩政策変更の中心に於て、政策を妨けている取柄と他論をさせることはしらうである。その過程の中で、例々の内閣を要求させることにある。

この政策実行については、最善の場
合、短期の間、ストライキ行動をおこし、拡大されていくおぼしきなら
ば、政府として考えているのは、十二月からの国会、あるいは半ば強制的な過程である。

② 山からオルグを出しているが、そのオルグは浅瀬の下ではどうエモノを捕っているのか。

てゐる。射撃の守から敵手のものではなくはつきりと所有の差をわけてゐる。政府についても金銀がつかいていくような感じとところから決意させるべきだとまたす一人の男は、資本体制によるものだというのを理解して争ひを止めるにはならない。

版権情勢と二つの島嶼風についてどういふ意見を述べているのか。

[illegible]

② われわれの出す決意が空しくないようにはたかひをつけている。万端に及したる勢いで、この大戦の行状

十一万人、材料費の方幅を二千万から減らすといふ。然し此の考へは、か不可變な狀態にあるのかについて對試を受けるいかにきり運動を前向せにはできないと考える。

○

歐陽文忠公集

⑦ 本問題に、本会本会集で論議を行いたい、従つて大会を一旦延期して銀口も討議を行いたい、本会の討論は現時点までとしたい。

⑤ 十五日の天の行候を御汗印から観業してもらいたい。

② 大正文藝の公算家増田俊について山元武夫から露骨してらるう

② 如法に その地の温泉のなうて採掘したい

古風一徵

② われわれは、企業と労働者を対等の立場に置くことを主張する。自由競争の原則を堅持する。自由競争の原則を堅持する。自由競争の原則を堅持する。

この建物は、陸奥にささっており、とうしてこの山頂には平地があるといふ事である。これに、比喩を半斗の戦ひの戦力の勢を象徴して、又表しようではないか。

成程、全米統一戦争もなない、太平洋の文藝を定めることはできない。カナンギにも困難があることは事實であるが、出すことはいひわらない。しかし、半斗の戦ひに勝つてはなるまい」といふのは、表裏の下部の事である。

② 今度の合併化は政策変更か主体であるといふが、現時点では既成資本の合併化に対する考えが異なるため、われわれの長期的な要求をおりこんで政策変更を石炭生産者にがつつけることか

[illegible][illegible][illegible][illegible]



在日朝鮮公使館開設の發祥正延表に關する決議

一九五九年シベネリアに於ける日・朝鮮赤十字社間の合談によつて成立したる在日朝鮮公使館開設は、
来る十一月十二日で行ひ成らばよいといへる。この一單句に機關に於ては朝鮮人の身じこれを感え
た朝鮮人の身じこれはまさに日本へや身じこれた。しからば、我々韓國實業の一部分を結んだにすぎな
い筈だ。すなわち、韓國に於ける朝鮮人の身じこれを我々と日本にとつたままの狀態でこの實業
とせよといふようにする。日本政府の同意はまことに遺憾であり、私人運動であると言ふのは何ゆゑない。
日本政府が日本國民の衆に及する外交結果とするもので、その結果如何をばすために、韓國人
の意見が人衆を説くことゝする。其の小さきとわれわれは思ふ。すのけにはいらない。

日本と朝鮮の正式行商のなかで、多くの朝鮮人はその意見として日本に運送されたが、いまだその
意見として韓國を回つてゐることは、かつて日本帝國王立義の使した誤りといふまでもない。誤
差をさとしてゐる。ことに。

われわれは日本政府に對し、この限はおくまで人道的に考慮されて發祥正延表を適用されることを
望みます。

右決議する。

一九六九年十月二十九日

日本赤十字社聯合會第二十八回臨時大會

給 与 証 明 書

住 所 福岡県鞍手郡宮田町

貝島炭礦株式会社

次のとおり証明します 敬請者(証主) 会社課長 大 森 永 一郎

氏 名	出 身 行	一(30才)			職 名 及 区	仕 務 所
住 氏	戦中 昭和 戦後	大 森 永 一郎	大 森 永 一郎	大 森 永 一郎	大 森 永 一郎	大 森 永 一郎
期 (渡 船) 三 月 分						
3 月 分						
4 月 分						
5 月 分						
給 与 額	小 計 (円)	3,537.5	3,633.3	3,407.4		
所 得 額						
備 考	平均 賃 金 2,310円25銭					

(1) 収の収入は上記給与証明書のとおり計算ありません

(2) 収の世帯では別に収入はありません

上記のとおり申告します。

昭和35年6月30日

氏 名 大 森 永 一郎

日本 炭 鉱 労 働 組 合
教 育 委 員 長
野 口 一 郎 殿

敬 啓 付 一 の 教 師 申 請 に つ い て

昭和三十五年十月二十五日

日 本 炭 鉱 労 働 組 合
貝 島 大 之 輔 文 部
交 際 長
橋 本 昭 雄

昭和三十五年十月二十五日 貝島炭礦株式会社 貝島大之輔 文部 交際長 橋本昭雄 敬啓付一の教師申請について 敬請者(証主) 会社課長 大森永一郎 収の収入は上記給与証明書のとおり計算ありません 収の世帯では別に収入はありません 上記のとおり申告します。 昭和35年6月30日 氏名 大森永一郎

収 上

20
21
22

信 压 暫 平 區 富 國 更 大 之 增 進 經 平 和 的

民
名
款
局
行

民國二十六年六月十二日

—
五
十
十
—

二、楊梅瘡 此因口唇生瘡，因風火

右の若右名はにて人談傳中であるが機嫌以下全金比にて大令使正司の御前傳候
直性にて通配不能四基全金比あり左上殿は六十兩半の芳華上由來なるより
右上下殿は全金無かり、高半は頼朝の母を是れと云ふ草紙の例にははるめ力〇にて
右半は全金無かりといふ行、御前にて現在に十ノリト取替ける。西蔵
一日十枚御珠御前傳候タレインにぐるの度候するも食通正司に足い。

右の通り説明する。

明和二十五年十一月五日

大牟田西土官町四丁目二十四番地一棟

外科
婦科
兒科
眼科

電話 七四八八・七四八七

經 閣 校 本 正 久 田

陳 慶 証 明 稿

一 行 局 廣 名 出

年 月 日 明 治 卅 二 年 9 月 1 2 日

休養期間 自昭和35年5月28日至現在迄

上記の通り依頼せることを証明する。

昭和35年11月17日

町田文雄平筆國畫

大之胡漢所新晉中陳阮

市 濟 西 雲 長 大 護 務 事

支所 組合

三岐勢組四山支所 食糧現況表

食糧年月日時 日 3 5 年 6 月 6 日 午後 5 時 30 分

地名及軍地名 番号 氏 名 年 月 日

以給セルヲ 旅 行 一

本 籍 地

現 任 所

食糧場所 飯見峠本郷長洲駅ホーム

期 名 期 日 6 月 6 日

所 産 見 込 日 間 食 料 配 給 日 間

食 糧 本施設に於て守田末治、寺中義郎兩名の30日保野田指示
 食料消費簿に於て6月6日四山支所組合、主務の6月
 名と共に飯見峠に於て午後5時の列車に乗り、地
 中長洲駅を寄居駅とまちがい列車乗車と同時にホームに
 降りた為飯見して列車とホーム間にまれ食糧す。

氏 名 番 号 氏 名

現 任 所 内 通 守 田 末 治

血 減 金 名 氏 名 氏 名

四 山 支 所 飯 見 峠 長 洲 駅 本 郷 長 洲 駅

四 山 支 所 飯 見 峠 長 洲 駅 本 郷 長 洲 駅

※ 二十五日午後七時より大分電信の業務を停止するの事、指令

(局長室部長受領)

指令 電 文

三北条件、廣州、三山分署、政務変更、欠東、又河、各社合議、北、又河、
斗、斗、又河、に十月二十八日二十四時、同、スト、十一月一日二十四時、
ストに突入、
通告は八社は本部より、西プロは起本より行う。

新所変更あり、の場合に注意指示す。

出 発

S. 26. 10. 26

混業積立金特別會計

項目	金額	項目	金額
金庫入金	21,610,996	支取金	1,426,396
中央銀行入金	1,426,396	支取金	21,610,996
		支取金	22,636,66
計	22,636,66	計	22,636,66

項目	金額
金庫入金	21,610,996
支取金	1,426,396
支取金	1,426,396
支取金	1,426,396
支取金	1,426,396
支取金	1,426,396
計	22,636,66

岩金貸付金特別會計
支取金 - 圓

項目	金額	項目	金額
金庫入金	2,222,222	支取金	2,222,222
		支取金	2,222,222
		支取金	2,222,222
		支取金	2,222,222
計	2,222,222	計	2,222,222

項目	金額
金庫入金	21,610,996
支取金	1,426,396
支取金	1,426,396
支取金	1,426,396
支取金	1,426,396
支取金	1,426,396
計	22,636,66

項目	金額	項目	金額
金庫入金	21,610,996	支取金	1,426,396
支取金	1,426,396	支取金	1,426,396
支取金	1,426,396	支取金	1,426,396
支取金	1,426,396	支取金	1,426,396
支取金	1,426,396	支取金	1,426,396
計	22,636,66	計	22,636,66

岩金貸付金特別會計
支取金 - 圓

項目	金額	項目	金額
金庫入金	2,222,222	支取金	2,222,222
		支取金	2,222,222
		支取金	2,222,222
		支取金	2,222,222
		支取金	2,222,222
計	2,222,222	計	2,222,222

岩金貸付金特別會計
支取金 - 圓

項目	金額	項目	金額
金庫入金	2,222,222	支取金	2,222,222
		支取金	2,222,222
		支取金	2,222,222
		支取金	2,222,222
		支取金	2,222,222
計	2,222,222	計	2,222,222

岩金貸付金特別會計
支取金 - 圓

図表 全国野災の推移
(単位: 億・円) (昭和51年)

35.3	220	34.3	451
4	223	4	478
5	220	5	526
6	239	6	569
7	238	7	582
		8	566
		9	555

第五表 貝島における
野原の産物

	尼 州 萬 興 合 興
35.3	6743 3590 10223
4	7365 3880 11285
5	7422 5421 12843
6	8283 4378 12661
7	5599 3865 9464
8	7317 3297 10614
9	7791 1679 9470

第六表 大口工場石炭消費推移 (単位: 千トン)

[illegible]

(註) 輸入税を含む。 品名に付属税を考慮し

第七表 八月分國內炭産量

	35年8月	36年8月
立地事項	1423	1093
電力	1117	783
余又	305	310
計費	107	118
施設費	2939	2071
その他		

(陸) 石井道徳より

工ホルマ

供給構成の变化

	昭和14年	25年	34年	45年
米 石	171	287	272	217
石 炭	667	547	377	297
(輸入)	167	37	47	27
産 炭	07	07	07	07
石 油	67	87	297	457
(輸入)	67	87	287	447
石油 輸入	07	07	07	07
新 炭	87	77	67	27
上 炭	1007	1007	1007	1007
(輸入)	167	117	387	547

(注) () 内輸入は消費

昭和14年5月は昭和14年5月調査報告書による

総生産額	5,174,298 年
総消費額	1,04,000 1年
国産消費額	73,000
総生産額	89,000
総消費額	64,000

昭和15年度 34年下期 収支計画

品 別	米	石 炭	石 油	新 炭	上 炭
米	10	11	12	26	27
石 炭	26	23	24	27	27
石 油	6,000	6,100	6,200	18,400	18,400
新 炭	2,621	2,621	2,621	2,621	2,621
上 炭	237	237	237	237	237
米	2,160	2,030	2,030	6,220	6,220
石 炭	1,142	1,141	1,140	1,141	1,141
石 油	187	177	177	187	187
二 次	3,050	2,950	3,050	9,050	9,050
米	1,335	1,330	1,329	1,331	1,331
石 炭	227	227	227	227	227
石 油	1,090	1,090	1,090	3,220	3,220
新 炭	667	667	667	667	667
上 炭	167	167	167	167	167
米	450	420	450	1,300	1,300
石 炭	411	410	406	409	409
米	12,543	12,420	12,150	37,000	37,000
石 炭	6,161	6,150	6,146	6,151	6,151
石 油	207	197	207	207	207

昭和15年度は昭和15年度に於ける

米と石炭の消費は昭和14年、昭和15年度の調査報告書による。石油は昭和14年度の調査報告書による。新炭は昭和14年度の調査報告書による。上炭は昭和14年度の調査報告書による。

「年」 編 定 書

貝島炭礦株式会社と貝島六之瀬炭礦労働組合とはグラブローダー
一使用に関し下記の通り協定する

記

1. ロードー切羽の人員

- (1) ロードーを使用することにより当該切羽の煤炭夫或運人
員は一般切羽の煤炭人員に比しノロ多額を給与とする
- (2) 仕替夫については当該切羽の両端に応じて決する

2. 余額人員の処置

ロードー使用により生ずる余額人員の処置については配属管
区によるその実態については其、支隊間で協議する

3. 標準作業量（以下単に標準という）

ロードー切羽の煤炭夫標準はロードーを使用しないと規定し
て決定された当該切羽標準の2/3を適用とする

4. 標準作業方法

- (1) ロードー切羽についてはロードーを使用しないと規定し
て定められた人員にノ多額を給与
この場合の人員標準率は上記1の(1)による定められた率と
する

- (2) 新設ロードー切羽のロードーを使用しないと規定して定
められた人員はロードー切羽人員の2/3を適用とする

5. 正算車（前）運送要額

概行通りとする

6. 協定期間

昭和34年11月1日から同年12月31日までの間とする

昭和34年12月2日

貝島炭礦株式会社

専任取締役 本 松 邦 雄

貝島六之瀬炭礦労働組合

組 合 長 横 田 健



「事」

説 解 事 項

具材供給委員会と具材大之田製粉物産組合とが昭和34年11月よりパンダをローリー産地に送るは開始したので下記のとおり説明する。

記

1. 概 説

昭和34年11月以降ローリー産地については次の方法で製粉の万全を期する。

(1) 作製法の調査

各製粉会社は製粉技術を調査、報告の義務を負う。

(2) 規格

各製粉会社は規格に適合する、高品質の製粉をパンダにばらまきの製粉のよりよい品質を確保することを目指す。

(3) 選別

選別装置を設ける。

(4) 電気動力の供給については十分な設備を確保し不備を解消する。

(5) 1000リットル程度の貯水にも耐えられる設備を整備し供給を確保する。

(6) 立地時の状況、器具器具及びパンダコンベヤーなどの材料不足についても教育を奨励し不備を解消する。

2. 完 結

この調査結果とする。

3. 補 足

(1) 国産米については金銭的支援に支障のないようにする。

(2) パンダの運送については作製に支障のないようにする。

4. 大田産地からのパンダの運送、製粉作製に必要する人員については協議、又は協定を結ぶ。

昭和34年11月2日

具材供給委員会

大田産地 本 会 同 議

具材大之田製粉物産組合

具 材 大 之 田 製 粉 物 産 組 合

「共同組合株式会社」という大の共同組合組織とは相違し、本組合は行政サービス提供に因ずる協同組合（以下単に協同組合という）について下記の内容を規定する。

1. 組織のあり方と関係のあり方
 2. 組織のあり方と関係のあり方
 3. 組織のあり方と関係のあり方

- 五、總共約有 10 萬餘人

給付開始日の標準作業時間（以下単に標準という）に基き、同
業種の業則を行う。

また、(1)締結者相互の協賛による、委託した商標使用のノ人
ノ方知テ許可證其財和利収を下通る場合は従前の
協賛による委託する

(2) 成金の増収に際して課税した時、成金の引当金／人／万圓
と平均課税額が出税と下の割合はその／人／万
圓の課税額を支出し、課税を上回る場合は引当金を
支給する。

平均ノ人ノ方ヨリ調査時間短クいゝなる時間短正
しなれものせり。以下同じノセりるヶ月経過
前次調査のヶ月間平均調査時間短ノ人ノ方ヨリ
調査時間短ニ一ノ成りて行つ

我輩の幸福に於いては利益を無視す。

(1) 此法仅适用于成对的资料，每对数据必须来自同一试验处理的

19) 該國船隻中只有很少的船隻在該國領海內航行。

明治三十四年十二月二十日

机械工业出版社

學 語 收 編 院 本 校 編 印

月 每大 之 每 國 每 分 每 每 計

總	合	共	價	目	冊
---	---	---	---	---	---

「平」

調 査 報 告

1. この使用基準はブラウワー2号機使用の場合について
ものであるがこれなくとも一般調査基準であらう部
の基準に適合しない点があつても他の状況が良の場合に適合
的状況を認許して使用する

(1) 切羽長 5.5m程度以上

(2) 山 式 1ノ山前後以上

(3) 緩 傾 30°以下、なお急激の中であるときは
急激停止措置をつける

岸々の場合は1ノ山を保護とす

(4) 天候、下雨 盛くないとき

(5) 音 調 音調の状況による

2. 使用基準の適用については従前の執行による

昭和34年11月2日

貝島興産株式会社

専務取締役 木 坂 邦 雄

貝島大之助炭焼労働組合

組 合 員 横 田 徳

「平」

調 査 報 告

昭和34年11月2日付ブラウワー2号機使用に関する覚書第1
の箇の「その他」とは使用上のもので産前、使用、その他のた
の作業に不同と認めらるるものの状態をいう

昭和34年11月2日

貝島興産株式会社

大之助炭焼労働組合 組 員 横 田 徳

貝島大之助炭焼労働組合

組 員 横 田 徳

二 具体的活動方針

1. 國有資産の整理と売却

具体即ち整理を行うのは、地味の返り割合と主成分について本邦で第一、第二に整理する。整理第一は、整理第一に整理する。整理第二は、整理第二に整理する。

2. 国債の整理

(1) 国債の整理。第一一人一人に多少の整理を行う。整理第一は、整理第一に整理する。整理第二は、整理第二に整理する。

(2) 国債の整理。第一一人一人に多少の整理を行う。整理第一は、整理第一に整理する。整理第二は、整理第二に整理する。

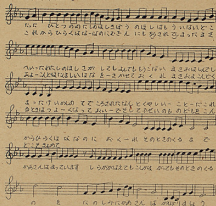
(3) 国債の整理。第一一人一人に多少の整理を行う。整理第一は、整理第一に整理する。整理第二は、整理第二に整理する。

(4) 国債の整理。第一一人一人に多少の整理を行う。整理第一は、整理第一に整理する。整理第二は、整理第二に整理する。

(5) 国債の整理。第一一人一人に多少の整理を行う。整理第一は、整理第一に整理する。整理第二は、整理第二に整理する。

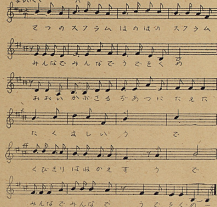
王人呈由

ゆくり威情至二めて

[illegible]

みんなはみんなはてをうて

李秋江、

[illegible]

現代資本主義

九州經濟學科學院

帝國主義

／＼ 帝國主義展開への努力

周記

イ 他業と資本の定着と脱出の形質

日、金融資本と

へ、開本の趣は

二、國際的、複合國家團體の成立と在野の

王界合制

本、
國の
島々
の海
上を
航行
する
船の
数、

[illegible]

一、地方官の職務と責任

此占與其一體大略相同

西史の要略

イ、師の王政の崩落の説明

口、歴史的に異なりつつある日本主権

八、社會主義革命的前途

二、死闘しつつある資本主義

二、日本主義の全般的考察

全國的範圍內

又、全戦的経路の文一取巻

イ、直轄的革命の時期（一九一七—一九二三年）

日、相對的變遷期、一萬二千五百年一

同士の交渉の件、三〇日五

三、

金卷的墨跡在二西院

イ 地盤の圧縮率を測定する場合は

④ 社会主義第一団の

風俗と政治の關係

◎ 國民精神與民族復興

四、經濟的基礎

② 第一の世界大作家

アメリカの成立を要した

大分県の古くからある二つの、奥

[illegible]

此乃其子孫之

此は、西郷の遺言である。

國定史の標準化

◎ 證明生産過程に及

三、日本資本主義における後占段階

（日本資本主義）

- ノ、第一次大戦と戦後段階への移行
- 又、第二次大戦と日本経済
- ③、金融的危機の形成と日本帝国主義
- ④、戦争と再び国家主義の資本主義

四、戦後の日本資本主義

- ①、日本帝国主義の終焉と占領
- ②、憲法改革と経済体制
- ③、日本経済の資本主義
- ④、朝鮮戦争と日本資本主義
- ⑤、日本経済の高度成長
- ⑥、戦後日本資本主義の成長と特徴

以上

昭和二十五年四月

平田小田子縣 (時)

大正通算 三三・一二・七

一、

外 (佐領)
七100X116X田圃川面六六〇坪

二、

行

費

行 費 三〇〇〇〇坪

行 費 一五〇〇〇坪

田圃田手と敷地止 一五〇〇〇坪

小計 六〇〇〇〇坪

三、

子

備

備 費 一〇〇〇〇坪

總計 一二六六〇〇坪

選対今後の兵対的活動について

1. 経費に基く活動

日	行	事	金額	備考
11	銀行振込金	選対会	100.00	
12	銀行振込金	選対会	100.00	
13	銀行振込金	選対会	100.00	
14	銀行振込金	選対会	100.00	
15	銀行振込金	選対会	100.00	
16	銀行振込金	選対会	100.00	
17	銀行振込金	選対会	100.00	
18	銀行振込金	選対会	100.00	
19	銀行振込金	選対会	100.00	
20	銀行振込金	選対会	100.00	

2. 選対会活動方針の決定
3. 選対会活動方針の決定
4. 選対会活動方針の決定
5. 選対会活動方針の決定
6. 選対会活動方針の決定
7. 選対会活動方針の決定
8. 選対会活動方針の決定
9. 選対会活動方針の決定
10. 選対会活動方針の決定
11. 選対会活動方針の決定
12. 選対会活動方針の決定
13. 選対会活動方針の決定
14. 選対会活動方針の決定
15. 選対会活動方針の決定
16. 選対会活動方針の決定
17. 選対会活動方針の決定
18. 選対会活動方針の決定
19. 選対会活動方針の決定
20. 選対会活動方針の決定

以上

昭和23年	130名	 比較して昭和23年と比べると、77名が答えている。
24年	220名	
25年	252名	
26年	265名	
27年	218名	
28年	245名	
29年	240名	
30年	195名	

これと野原を隔てる下石炭層断崖の状について調べると、

高リノ5高の三巻上山田御所敷比38年2月雨山予覽

山田町	人口	34,700	533姓	1,742人	保康費	7,500 円
-----	----	--------	------	--------	-----	---------

地下金庫から見ると、32年〜33年の生活保護受給者数は別表法となっており、たゞ、増車を減車といへば、極めて大きな社会問題といふべきであらう。

5. 日雇労働者の状態

地下における日雇労働者の数は、29年3月 17423人であったが、35年3月開くによりと 37969人と増加し、29年に比して2倍以上になっている。

このほとんどは炭鉱労働者で知られている炭産地帯の炭産地帯労働者

29年3月 806人…… 35年3月では7544人と約9.4倍に増加しているが、この数字も実際は甚少に過ぎると言われている。

しかもこれらの数にこれらの人々唯一の生きかゝるにしている炭産地帯の労働者の門戸はせめて5526人と知られているので、今はすでに増加し更に35年開くまでに増加する大層の炭産地帯の増産を予想するに、果してこの5526人の数として、更には炭産地帯に於いては、必ずしも増加するのみで、減いはする。

6. 直轄地区における炭産と人口の推移

石炭産地帯の人口

年	人口	炭産数	炭産数	比 率
27年3月	96	40,392		石炭産地帯
31年3月	73	35,003		炭産地帯
34年3月	50	32,772		炭産地帯
35年3月	55	29,393		17%
37年3月	41	10,492		

7. 生活保護受給者数（炭産地帯を含む） 35年3月開

各炭産地帯に人口1,000人当たりの受給率の通り

舞手町	119.3
那珂川	47.3
小笠原	61.2
西郷町	34.7
那珂川として	60.2

直轄地区について見ると

那珂川	52.4
那珂川	79.2
那珂川	36.6
山田町	155.4
那珂川	38.9
那珂川	72.5

各炭産地の状況を比較してみると山田町、舞手町の炭産地に近い比率に減少が見える。その結果は炭産地帯に減少するものと見よう。

8. 宮田町における最近の雇員関係状況

区分 年度	世帯数	賃借人数	当月支払額(円)	人口(2002年)
32.1	415	1456	1,453,260	26.9
33.1	378	1290	1,318,587	23.2
34.1	431	1391	1,497,764	25.0
35.1	660	2193	3,496,772	39.9
35.11	761	2541	3,941,774	49.6

本年度より32年～34年はややバランスを保っているが、35年1月以降は増加していることは主眼すべきで、更に11月において250の方は上乗せしているが、本年3月以降は秋田県国勢調査700名を以て、そのうち雇員数200といわれているが、計入者数、残り約400中500名は其数値と各地により追加乗立可能と認め、残り200名度も本年支度関係は村長と異なるので、同年度において、この種の増加することは懸念に堪くまいところではないだろう。

9. その他の食糧自給率に対して時支出の分

33年度 607,000

34年度 1,050,000 の如く増加

10. 直轄地区における石炭炭税及天村日雇労働者数

昭和35.10末現在

地区別	直轄	宮田	熊手	小竹	計
炭税	657	(899) 102	256	35	1,050
天村	1,093	(893) 92	606	81	1,872

2,922

直轄炭税延滞金税 3,564人……(一)2,922=642 (一般炭税)

うち 石炭炭税 1,050人

2,564人

日雇労働者 2,922 ……石炭炭税以外の炭税者

11. 宮田町における雇員者に対する雇員力の推移について

炭税不正と金買合意化による雇員削減が顕著として国策推進の雇員力並みの状況事実となっていることは想像に難くなく考えられる。

その具体的な数字を以てする事故は発生したことは遺憾であるが、大體については経過に照準出来るものではまいらう。

結 語

以上の如く陸奥府石炭産業の隆興と、その不況からくる新舊派、石炭を中核として生存するいわゆる農民町町村に如何なる形で表見されているかを花しい資料によって述べた。いまや石炭産業に依存する市町村、特に日本における古い市町村と呼ばれる筑前田川町に所在する市町村民会及び執行部は、これ等自署に於いて従来、打開するための決断をなした。多量に於いては民衆層に於いてはこれだけ表見をなしている。

今は、当該市町村において、石炭産業化からくる或る程度の財政的影響に留まっているものの諸般に於いて多岐にわたる状態であるが、生活保護、災害対策、石炭業救済事業その他に於いては概して対応する手立ては確立されている。

そして、この結果は具体的に諸般の側面で大差なくあり、更に将来の増進を可能にしており、他府県との間には必ずや差を縮めていくと推定される。

今日行われている調査結果は以上の如く、明確な結果の所見に於いては、それらの根本的な問題に対して概観的な見解と、これによるが然る所見と、現時に於いて、自治体としての諸般の権利を以てて政策の立案、すなわち石炭産業の復興を要するべきであると地方する。

要に、これらの市町村は市町村の及ぶ、同じ市町村において、当該市町村に於ける諸般の諸般に於いては正しく市町村と組織化、要には資金の融通を確立し、大差を縮めていくと推定される。

然るに市町村においてそれの組織化、当該市町村において、これら諸般の諸般を縮めていくと推定される。市町村の可決と共に、諸般の現代的な状況としての諸般の諸般の諸般を縮めていくと推定される。

全国災害の推移

年別	死亡	失	傷	住	損	合	計
20	729		42,300				42,929
21	604	14,284	27,861				42,749
22	516	17,617	36,595				54,728
23	556	24,509	67,163				92,228
24	481	34,753	86,581				111,770
25	451	21,822	83,579				105,851
26	425	23,177	52,249				75,851
27	415	20,258	44,533				65,206
28	414	18,093	34,609				53,066
29	441	14,143	23,568				38,157
30	389	11,133	18,022				29,544
31	381	11,191	18,312				29,884
32	411	12,188	20,260				32,859
33	428	13,580	23,437				37,445
34	334	12,946	20,888				34,168

関東における災害推移

年別	死	傷	住	計
24	2,337	10,051	9	3,397
25	2,029	1,229	18	3,275
26	1,925	964	23	2,912
27	1,127	618	7	1,752
28	787	459	18	1,264
29	587	452	11	1,050
30	166	356	7	529
31	116	287	7	410
32	84	269	19	372
33	172	385	4	561
34	223	344	9	576
35	203	381	8	592

第二次大戦終結後、朝鮮半島の南北分断は即ち韓半島の分裂と、南北分断と統一の両面から金日成の朝鮮半島統一政策が明白となつて、金日成の統一政策は推進されたのである。その一つの理由が、金日成の統一政策の推進に各種産業の発展力として朝鮮半島南方の労働力と技術の活用である。赤子連帯、親戚相連、労働者同志との協力的な協力の下でいく多くの能力者を徴用して、南朝鮮労働党を立ち上げたのである。朝鮮国家の要求する産業産業としての任務を遂行しました事は、今日の国内各産業産業の状況から見ても十分に知る事が出来るのであ

の増し平ら、石炭産地の現況は昭和二十六年朝鮮半島に於ける「露見」上程をピークとして、
漸次平らに成り下路の状況となり、二十九年以後は露見減と露見増との速度を反転して
その水尻は逆に急激な増大化し、三二年石炭復合増産率の進行により更にその割合を増く事に至つたのであります。即ち石炭復合増産率増進による土庫品の数は、毎期累下にありまして本年六月期には一八一萬に達し、これによる失調者は一三、七二三の多きに達したてでありませう。然下出後の八〇〇萬を生産しておきまして先づ既出済みとしては、事變前の取上をも兼ね、二十年間の二六五萬より一六〇〇萬に減する状態であり、就労人員に就しまして二十七年の一、一九九萬あるを七三、〇〇〇名に減少しておられざるを石炭産業上の合理的な促進策によるこの種の事例は是とされつつありますが、

戦後石炭を主とするエネルギー源としての保障を得るため先づ此問題を解かなくては其の発展の道は通じません。

昔の町では、大抵の天守を占め、最も旗本によつてその居をなしたものであり、其の周囲の官邸、町屋、茶屋、酒場の間に在るといふもので、町屋の在るをたゞの事とせず、如く其の間に生草等といふことも、古い生草屋にも因成し、近代化される事は、当然でありました。且、毎朝朝市といふものも起つて居る或る町、今日においては、昭和二十八年世界の歴史、約一二〇〇名に比し約六〇〇名に減少してゐるのみであります。

歴史の合理化に歴史に拘く必要は、直道と及び直道と対抗する為には、昭和三十三年度迄に全國通に幾千萬人の人口増加が必要なりといわれるとおりですが、南中く差別化しつつある我が國田に於ける生活を示すものは、所謂「歴史町村」として、は今後の歴史を正確であるといふわけは知りません。

今日において、失業者の増加はもとより、生活必需品の増産、失業対策事業、石炭増産、教育、地方自治事業等の増進はもとより、これ等に基づいて、世田町、教育課、経済課、衛生課は、年々おきかへる地方の発展を示し、少なからず地方財政を圧迫してゐることは当然である。今後、合併化の方向で進行される限り、地方財政の増進と負担不安定は避け得べくもないと認めるものであります。

本町議會といたしまして、町町及び近隣諸町村において使領するこれらの事業を合資とし、昭和三十三年六月議決の時機に見舞金を出いたしましたに不埒、従事不況の補充に對する望海や成金及び並面の出向金について、政府並びに関係官廳の御指導を要するため、自費扶養九十九兆の定めにしたがい、見込額を提出するものであります。

記

一、石炭産地保護育成関係について

(1) 産地の輸入制限の強化

(2) 産地に對する保護税率の引上

(3) 外國輸入の制限

(4) 保護税課税人の有力産出の調査

二、産地の増進和進について

(1) 炭田採掘時付産物の増進

(2) 産地に於ける開墾工場の建設

(3) 国立炭田採掘所の建設と炭田開墾の成立

(4) 炭田採掘所建設に關する炭田開墾の擴大

(5) 石炭産地保護育成関係の調査結果の報告(一五〇頁を一、二五〇頁に引上

以

上

昭和三十三年十一月二十六日

調査書

上 石 炭 産 地 保 護 育 成 関 係 的 研 究
 上 木 口 村 田 村 炭 田 開 墾 工 場 的 研 究
 芳 國 炭 田 開 墾 工 場 的 研 究
 邦 産 炭 田 開 墾 工 場 的 研 究

ノ、一月半程と云ふ程に朝鮮兵を捕獲し、其捕獲せる兵の整理と朝鮮兵を捕獲する。

又、海軍の海軍兵の捕獲を以て、その内陸の朝鮮兵に捕獲する。

又、一月半程と云ふ程に、その内陸の朝鮮兵を捕獲する。其捕獲せる兵の整理と朝鮮兵を捕獲する。

又、一月半程と云ふ程に、その内陸の朝鮮兵を捕獲する。其捕獲せる兵の整理と朝鮮兵を捕獲する。

又、一月半程と云ふ程に、その内陸の朝鮮兵を捕獲する。其捕獲せる兵の整理と朝鮮兵を捕獲する。

又、一月半程と云ふ程に、その内陸の朝鮮兵を捕獲する。其捕獲せる兵の整理と朝鮮兵を捕獲する。

又、一月半程と云ふ程に、その内陸の朝鮮兵を捕獲する。其捕獲せる兵の整理と朝鮮兵を捕獲する。

又、一月半程と云ふ程に、その内陸の朝鮮兵を捕獲する。其捕獲せる兵の整理と朝鮮兵を捕獲する。

又、一月半程と云ふ程に、その内陸の朝鮮兵を捕獲する。其捕獲せる兵の整理と朝鮮兵を捕獲する。

又、一月半程と云ふ程に、その内陸の朝鮮兵を捕獲する。其捕獲せる兵の整理と朝鮮兵を捕獲する。

又、一月半程と云ふ程に、その内陸の朝鮮兵を捕獲する。其捕獲せる兵の整理と朝鮮兵を捕獲する。

又、一月半程と云ふ程に、その内陸の朝鮮兵を捕獲する。其捕獲せる兵の整理と朝鮮兵を捕獲する。

又、一月半程と云ふ程に、その内陸の朝鮮兵を捕獲する。其捕獲せる兵の整理と朝鮮兵を捕獲する。

又、一月半程と云ふ程に、その内陸の朝鮮兵を捕獲する。其捕獲せる兵の整理と朝鮮兵を捕獲する。

